

うるし分収造林の今後の取り組み方策について

安代営林署 ◎ 木戸口 雄 介
工 藤 大 輔

1. はじめに

当署管内の浄法寺町は、生漆の生産日本一の町であり、漆に関連する産業が盛んである。町では、生漆日本一を掲げ、漆器生産工程を見学できる施設の建設や、文化庁補助による後継者育成など、漆による町の活性化に努めている。

しかしながら、現在、漆の木が植栽されている場所は田畑の畦や減反地等が多く、植栽箇所の確保が困難な状況に見受けられる。

上記の状況を受け、町や日本文化財漆協会等により、国有林に分収造林という形で土地を求めてきており、また、「文化財保存のための日本産漆の確保について」（昭和52年8月25日付52林野管第321号林野庁長官通達）を受け、署としても可能な限り協力してきたところである。

そのような中、漆の分収造林を今後どの程度、推進・協力していけばよいか、署として一定の考え方を検討しなければならないと感じ、研究を試みた。

2. 研究の経過

(1) 生漆の生産量

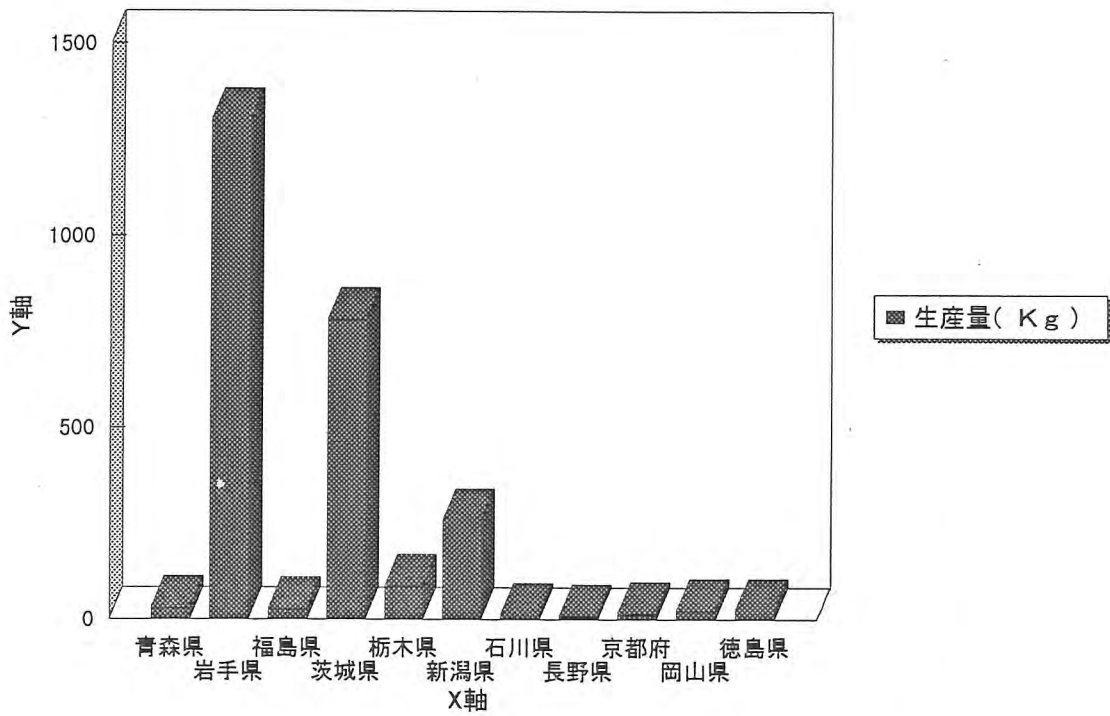
平成8年度の全国での生漆の消費量は、209,905kgであり、うち日本産漆は3,190kgで、全体の1.5%を占めるにとどまっている。

日本産漆の都道府県別内訳（図-1）を見ると、平成9年度においては、生産量全体で2,561kgで、岩手県が1,300kg（50.8%）、ついで茨城県が780kg（30.5%）となっており、岩手県が全体の半数を占めていることがわかる。

岩手県内での市町村別内訳（図-2）では、平成3年度は浄法寺町2,250kg（73.5%）、ついで二戸市650kg（21.2%）、一戸町130kg（4.2%）、大東町30kg（1.0%）となっているが、平成9年度には、浄法寺町1,150kg（88.5%）、ついで一戸町150kg（11.5%）となり、生産量は6年間で約半分になっているが、浄法寺町が占める割合が高くなってきている。

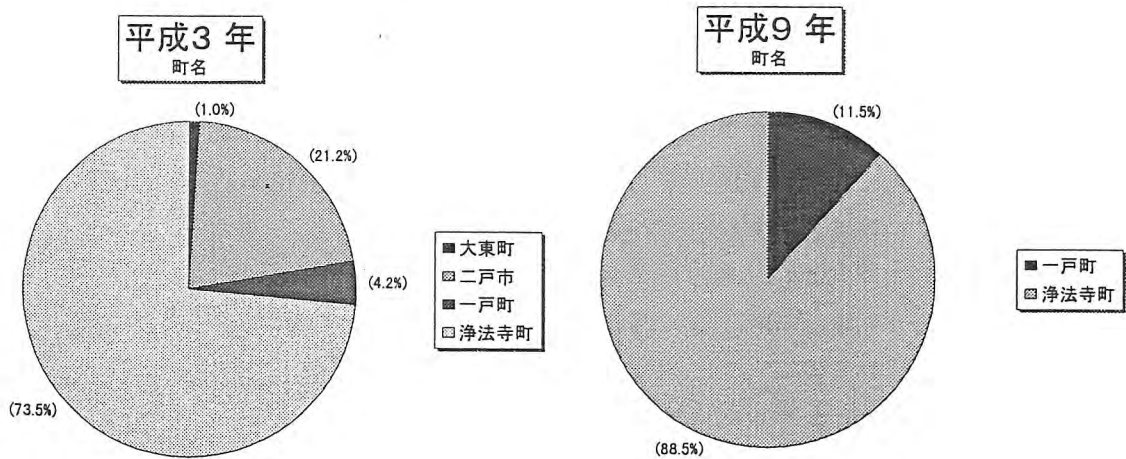
(図-1)

都道府県別生漆生産量



(図-2)

岩手県内の市町村別生漆生産量



平成3年

町名	生産量 (Kg)
大東町	30
二戸市	650
一戸町	130
浄法寺町	2250

平成9年

町名	生産量 (Kg)
一戸町	150
浄法寺町	1150

(2) 生漆生産従事者の動向

生漆の生産に携わっている漆掻き職人は全国で71名（平成9年日本漆掻き技術保存会調べ（図-3））おり、うち岩手県の占める割合は41名（57.7%）と半数以上占め、うち浄法寺町は32名（78%）と過半数占めている。

(図-3)

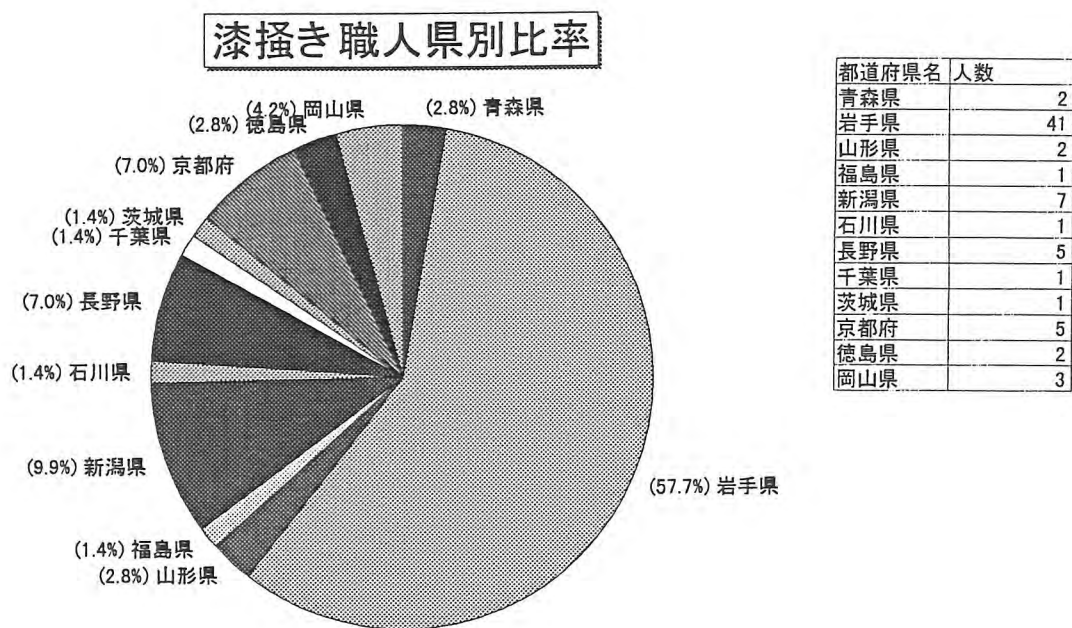


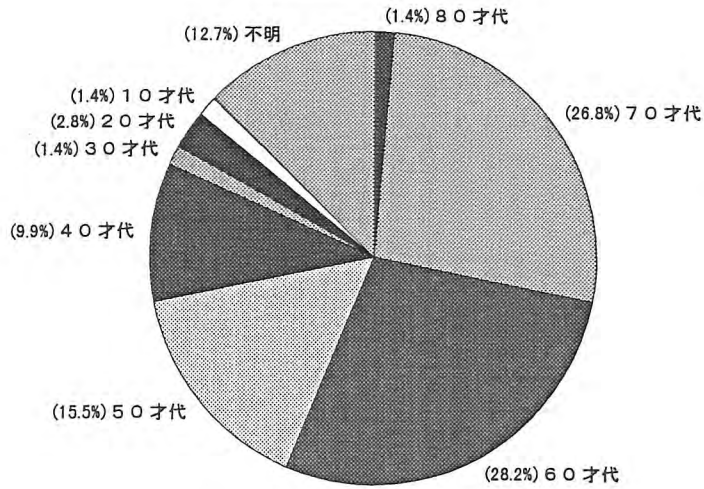
図-4により年齢別に見ると、全国では平均年齢が56.8歳に対し、岩手県では56.0歳、浄法寺町では53.7歳となるが注目すべき点は、10代から30代のいわゆる若手職人が4人のうち、3人が浄法寺町であるということである。このことでもわかるように、浄法寺町では後継者の育成がスムーズに図られている。

この背景には、平成8年5月10日に文化庁から日本文化財漆協会・日本漆掻き保存会の2団体が文化財保護法第83条の7規定により選定保存技術の保存団体として認定を受けて、補助対象となる次の事業を実施していることによる。

- 1 伝承者の養成
- 2 技術・技能の錬磨
- 3 記録の作成及び刊行

(図-4)

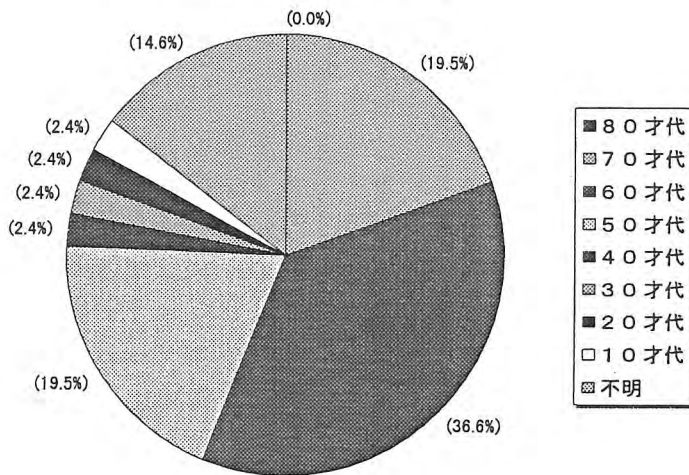
年齢別(全国)



年齢別(全国)

80才代	1
70才代	19
60才代	20
50才代	11
40才代	7
30才代	1
20才代	2
10才代	1
不明	9

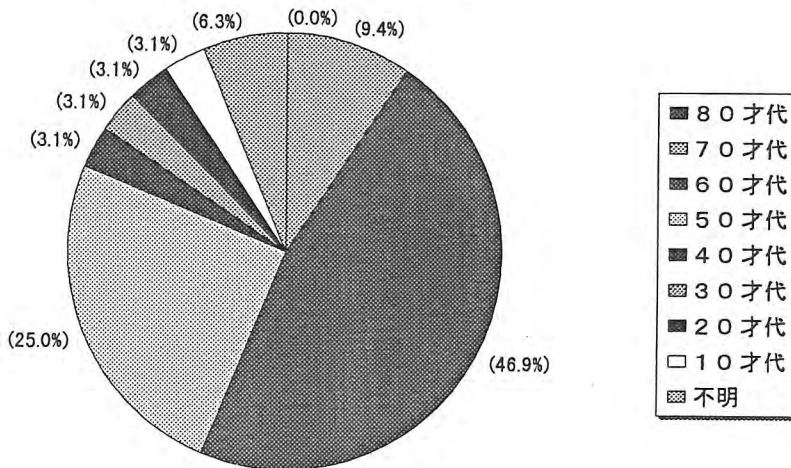
年齢別(岩手県)



年齢別(岩手県)

80才代	0
70才代	8
60才代	15
50才代	8
40才代	1
30才代	1
20才代	1
10才代	1
不明	6

年齢別(浄法寺町)



年齢別(浄法寺町)

80才代	0
70才代	3
60才代	15
50才代	8
40才代	1
30才代	1
20才代	1
10才代	1
不明	2

(3) 当署における分収造林の実績

安代営林署における分収造林の契約数は289件で、面積は1,799.53ha(署国有林野面積の6.0%)である。

漆が分収造林として初めて契約された昭和53年から平成9年度までの契約状況を表-1から見ると、漆の契約件数は16件で、面積は54.7354haである。これは、昭和53年から平成9年度までの契約のうち件数で21.3%、面積で15.5%を占める割合となっている。

契約相手方の要望としては、将来展望として具体的な数字は示してきていないが、できるだけ国有林に分収造林での契約を望んでいる状況である。

(表-1)

分収造林契約状況

契約年度	件数	面積(ha)	内 漆の件数	契約者名	林小班名	漆の面積(ha)
昭和53年	5	25.4196	2	浄法寺生漆生産部分林組合	160へ	4.8233
				日本文化財漆協会	160ほ	4.9800
昭和54年	3	14.2164	1	浄法寺生漆生産部分林組合	160ろ	2.9600
昭和55年	4	20.5900	1	浄法寺生漆生産部分林組合	160は	1.4900
昭和56年	2	6.5745	1	日本文化財漆協会	329い	2.4090
昭和57年	2	6.4265	1	浄法寺生漆生産部分林組合	329い	2.3632
昭和58年	2	7.4749	2	浄法寺生漆生産部分林組合	329い	5.2916
				日本文化財漆協会	126ろ	2.1833
昭和59年	3	20.9744	1	日本文化財漆協会	126ろ	1.7100
昭和60年	4	22.5985	2	浄法寺生漆生産部分林組合	329ろ	5.8152
				日本文化財漆協会	329ろ	3.8733
昭和61年	6	25.2025				
昭和62年	6	44.4150				
昭和63年	3	39.2501	1	日本文化財漆協会	329ろ2	6.0250
平成元年	5	13.3558				
平成2年	4	12.2463				
平成3年	4	15.1764	1	日本文化財漆協会	304い1	2.4662
平成4年	3	12.9032				
平成5年	2	6.9525				
平成6年	2	7.3837				
平成7年	6	21.5094				
平成8年	8	27.2938	3	(有)斉藤漆工芸	303い2	1.8050
				(有)斉藤漆工芸	328は1	3.4937
				浄法寺町長	328ろ1	3.0466
平成9年	1	2.3143				
計	75	352.2778	16			54.7354



(写真1)
漆の分収造林地の現況



(写真2)
漆の分収造林地の現況

(4) 漆とスギのha当たりの収益比較

当署における漆の分収造林とスギの造林地について、期待できるであろう収益を既知のデータから予測し、比較、検討してみることにした。(表-2, 表-3)

① 漆

すでに樹液を採取し、分収している箇所のうち、契約面積で100%皆伐を行った箇所のデータから、以下の手順でha当たりの収益を予測することとした。

ア 各年度の樹液の採取量を伐採本数で除して、漆1本当たり採取される採取量を計算し年平均を算出した。1本当たりの平均採取量は12.2gとなった。

イ 分収造林の契約時に提出される造林計画書(標準的なもの1ha当たり1,500本植え、契約期間39年、途中2回の皆伐ぼう芽更新で計3回の伐採)に基づき、アで算出した1本当たりの平均採取量と副産物の販売で採用している最新の樹液の単価から、契約期間全体での樹液による収入額と官収入額を算出した。

39年間でha当たり全体の収入額は988,200円、官収入額は197,640円となった。

② スギ

当署での立木販売における平均的な金額で取り引きされた実績を元に、以下の手順でha当たりの収益を算出した。

ア 皆伐による収入は、5.02haで8,368,000円となり、ha当たり1,666,932円となる。

イ 間伐による収入は、54.79haで1,785,000円となり、ha当たり32,579円となる。

③ 単年度換算した収入額の比較

漆を植栽した場合の収入額を単年度換算すると、25,338円/ha/年となる。

スギを植栽した場合の収入額を年換算すると、主伐で29,767円/ha/年、間伐で758円/ha/年、計30,525円/ha/年となる。

スギのほうが5,187円/ha/年上回る結果となった。

表-2 漆の分取造林の分収実績

年度	台帳番号	林小班 伐採面積 (ha)	契約者	漆液		立木販売		伐採方法	更新方法
				官収入	民収入	液の単価	官収入		
平成2年	267	160ほ	日本文化財漆協会	20,600 (1.0387Kg)	82,400 (4.1547Kg)	19832 1Kgあたり	618 (96本)	2,472 (383本)	皆伐 ぼうが
	266	160へ		浄法寺生漆生産組合	12,360 (0.6228Kg)	49,440 (2.4912Kg)	19846 1Kgあたり	618 (65本)	2,472 (259本)
平成3年	267	160ほ	日本文化財漆協会	17,510 (0.8503Kg)	70,040 (3.4013Kg)	20593 1Kgあたり	721 (81本)	2,884 (322本)	皆伐 ぼうが
	267	160ほ		日本文化財漆協会	11,330 (0.8798Kg)	45,320 (3.5193Kg)	11837 1Kgあたり	618 (103本)	2,472 (413本)
平成5年	267	160ほ	日本文化財漆協会	11,330 (809.32g)	45,320 (3237.28g)	14 1gあたり	618 (77本)	2,472 (111本)	皆伐 ぼうが
	278	329ほ1		日本文化財漆協会	4,120 (291.2g)	16,480 (1164.8g)	14 1gあたり	618 (23本)	2,472 (94本)
平成7年	266	160へ	浄法寺生漆生産組合	65,920 (3581.92g)	263,680 (14327.68g)	18 1gあたり	3,708 (303本)	14,832 (1210本)	皆伐 ぼうが
	267	160ほ		日本文化財漆協会	25,750 (1397.74g)	103,000 (5590.96g)	18 1gあたり	1,442 (146本)	5,768 (586本)

注：平成2年～平成4年まではKg単位計算
平成5年～平成7年まではg単位計算

表-3

漆1本当たり採れる液量	標準
平成2年 1:479=χ:5.1934 1本当たり10.8g	1ha 1,500本 液1本当たり12.2g 5当たり18円で考えると, 30%皆伐 450本 5490g 5,490×18=98,820 官収入分20%19,764 30%皆伐 450本 5490g 5,490×18=98,820 官収入分20%19,764 40%皆伐 600本 7320g 7,320×18=131,760 官収入分20%26,352
平成3年 1:403=χ:4.2516 1本当たり10.5g	このサイクルが合計3回 98,820×3=296,460
平成4年 1:516=χ:4.3991 1本当たり8.5g	98,820×3=296,460 131,760×3=395,280 合計 988,200 官収入分20% 合計 197,640
平成5年 1:188=χ:4046.6 1本当たり21.5g	スギ (皆伐) 立木販売 標準 56年生 1,666,932 5.02ha 8,368,000 haあたり
平成7年 1:732=χ:6988.7 1本当たり9.5g	スギ (間伐) 立木販売 標準 43年生 32,579 54.79ha 1,785,000 haあたり
平均 60.8÷5=12.2 1本当たり12.2g	年あたり haあたり 29,767 スギ 主伐56年 25,338 漆(標準) 39年 スギ 間伐43年 758

(5) 浄法寺町の年当たり生漆生産量から算出した必要面積

前述のとおり、契約者は今後の国有林に求める具体的な数字を出していないが、平成3年度から平成9年度までの浄法寺町の生漆生産量平均を基に、すべてを国有林野で確保することを前提に必要面積を予測してみた。

平成3年度から平成9年度までの生漆生産量の平均は1,732.9kgである。

前述の(4)①において算出した数値を基に、ha当たりの生産量を予測すると18.3kgとなるが、更新から伐採まで13年かかることから、毎年18.3kgを生産するには13ha必要となる。同様に1,732.9kgを毎年生産するためには1,231ha必要になってくる。

ここで当署において、現在漆の分収造林を契約している箇所は、大きく分けて漆沢流域と御山第一流域に設定を進めてきているところであるが、それぞれの流域の面積は、漆沢流域が582ha、御山第一流域が657ha、計1,239haとなり、上記の必要面積と図らずしも、合致する数値となっている。

3. 結果と考察

前述のとおり、いろいろな面から検討してみた結果、収入の面から考えるとスギを植栽したほうが良いこととなる。

しかし、署としては次の点を踏まえて今後の対応方針を更に詰めていく必要があると考える。

- ① 浄法寺町は生漆生産において、先導的存在であり、浄法寺町における生漆生産量が減ることになると、日本産生漆の生産全体に与える影響はかなり大きいと推測される。
- ② 浄法寺町は漆を地域振興の足がかりの1つとして、いろいろな取り組みを行っているが、その方向性が生漆生産量が減ることによって、軌道修正を迫られる可能性がでてくと推測される。
- ③ 学校給食等で使われているプラスチック製品が環境ホルモンを含んでいるとマスコミで話題になっているが、天然の塗料である漆が見直されるなど、今後、漆の需要が大幅に増える可能性を秘めている。
- ④ 日本の文化財保存のため、従来から分収造林という形で協力してきたところであるが、今後とも、この目的は変わらないわけである。

今回の研究においては、今後どれくらいの面積を漆の分収造林地として拡大していくかは、結論に達しなかったわけだが、現在における最善の対応策としては、設定を進めてきた漆沢流域と御山第一流域において今後とも設定を継続していけば良いのではないかと考える。ただ、そのための前提として、スギとの格差を縮めるため、漆の良い面をPRし、積極的に利用していただく努力を契約者が主体となって行っていくことが条件であると考えられる。そのための手法の検討、関係機関との連携等、営林署も協力しながら今後の対応策を模索しなければならない。

そのための一手段として、現在、林野庁として検討している「ボランティアの森(仮

称) 」を利用することを分収造林契約との違いを明らかにしながら提案してみたい。

ボランティアの森として、漆を植えたいと話がきた場合、分収造林とボランティアの森との境界をどこに設定するかだが、漆の分収造林の場合、漆の樹液を採取し、国100分の20、造林者(契約者)100分の80の割合で収益分収する。

これに対して、ボランティアの森は、基本的に国が国民(ボランティア団体)に直接森林に接する場を提供し、国民(ボランティア団体)に森林施業を任せることになるかと解釈される。また、「施業の結果、発生した利益については、国に帰属するものとする。」と提示されている以上、危惧される副産物(漆の液)を販売することによる収益は発生しないこととなる。

したがって、前者は純粋に利益を求めるもの、後者はあくまでもボランティアを通じて森にふれあい、楽しむ場として境界がひけるのではないかと考える。

境界がひかれた中で、それでもボランティアの森として漆を植えたいとの要望がある場合、それが仮に漆の施業のほか、漆をかいてその漆液を使って作るまでを企画しているものであれば、漆をPRすることにもつながるし、署にとっても国民へのPRにつながるのではないかと考える。

このような企画の場合、漆の樹液が余る可能性がでてくるが、その樹液をそのまま署に帰属するのではおもしろくない。そこで提案として、余った樹液を使って学校給食用の器を作って寄附してはどうか。おりしも環境問題、環境ホルモンがさげばれている中、プラスチック製品に変わるものとして体に優しい天然塗料として漆が見直されているところでもある。ボランティア団体、町、その他漆に携わる人の協力は必要だが、署にとっても文化伝承、漆の振興に手を貸したとPRできるし、これからの漆の未来を明るくするのに期待できるのではないかと考える。

4. 参考文献

「日本の漆」 伊藤 清三 著

「木材需要と木材工業の現況(平成9年版)」 林産行政研究会

「平成9年 特用林産関係資料」 林野庁業務資料